

名古屋工業大学非常勤講師 齋藤典子
21noricats@gmail.com

潜水漁を行う日・台・韓のアマの 漁撈形態から考える海洋資源の利用と保護

1 本発表の焦点と内容

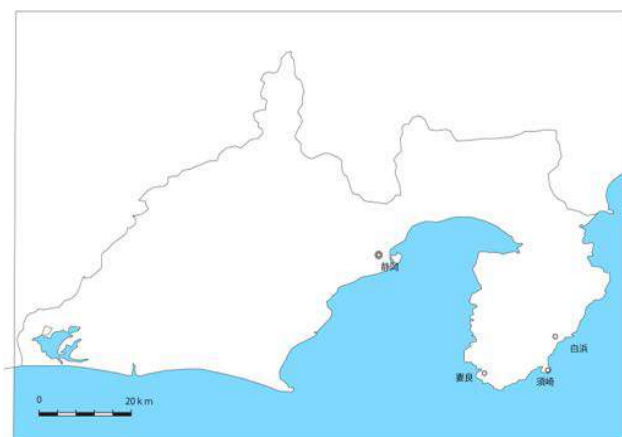
潜水漁民の採藻、採貝漁撈で要となる漁場に焦点をあてる

1. 伊豆白浜・須崎の漁場利用の歴史、地域社会で行われたテングサ利益の分配、現在の漁場利用の状況について
2. 台湾・韓国済州島漁民の漁撈と漁場との関係性を明らかにする
3. 漁場使用权（漁業権）と海洋資源の維持管理の相関を日・台・韓の漁業政策の現況から考察

2 本発表に関する地図、グラフ、史資料

No. 1

静岡県伊豆半島のテングサ漁の歴史 (明治期以降-昭和までのテングサの主産地)



天明年間（1781-1789）には、既に主産地であった。
明治期以降、伊豆半島49箇所テングサ漁が行われ
全国の生産高の30%、金額にすると40%近くを生産していた。
中でも白浜村は、最主要産地で全国のテングサ量の9.5%を占めていた。
白浜のテングサ需要が高い理由：アマの数が多い。収穫量が高い



No. 2 白浜のテングサ漁の歴史

白浜のテングサ漁の歴史

出典 加茂郡白浜村編『白浜村沿革誌』1875～1941

- 1. テングサが肥料として使われていた時代** 宝暦7年（1757）－文政4年（1821）
葦山代官・江川太郎左衛門に村民は採藻益金、永九貫五百十文を上納、テングサの採取権を獲得、畑の肥料に使う。
- 2. 水野出羽守御手浦時代** 文政5年（1822）－幕末
支配者が水野出羽守に交代、白浜村は旗本小笠原安芸守領になった事で石高、戸数が半分に分割。海面の使用権は水野氏に渡り、テングサは寒天原料として大阪地方へ販売された。
- 3. 肥料代配当時代 ～海面使用が許可された時代** 明治3年（1870）－明治21年（1888）
明治維新以降、村はテングサの採取権の代わりに肥料代として年額100圓が下附された。その後、税金を県に上納する事で海面の使用が認められた。
- 4. 専用漁業権の獲得～放棄まで** 明治41年（1908）－昭和30年（1955）
明治41年（1908）白浜村に専用漁業免許が下付。昭和24年（1949）の漁業制度改革以降も共同漁業権免許が静岡県より白浜村に下付され、テングサの採取権と販売権は白浜村に継続された。

No. 3 須崎の「磯の魚獵場」は「村の専用漁場」でなかった事を示す 非公開史料『下田市須崎区有文書』

—入札で決まった須崎の「磯の魚獵場」の浦請負人—

【史料7. 『下田市須崎区有文書』（目録62）「天草浦請替ニ付請書附入」元治2年（1865）2月】

入札之事

須崎村

一石花菜・蛸・栄螺

御運上²⁾金壹ヶ年ニ

金三百四拾五両 但御口永³⁾共

永百五拾文

前書之通御入札仕候處、相違無御座候。

私共落札ニ相成候ハ、當丑年方来ル午

五月迄中年五ヶ年季村方⁴⁾へ御請負

被仰付被下置候様、奉御願上候。以上

當御支配所須崎村惣代

元治二丑二月日

組頭 五右衛門

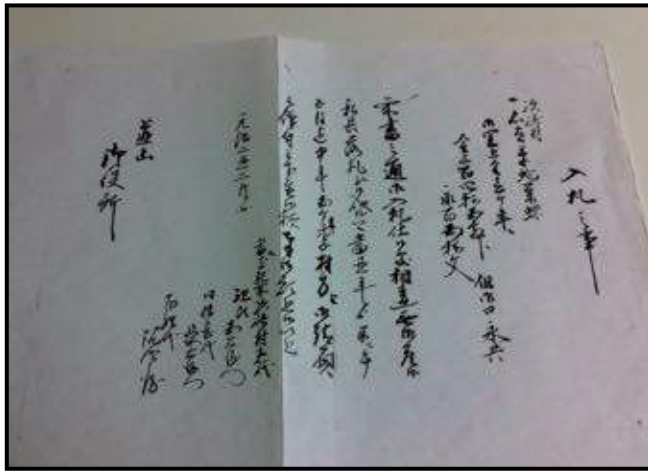
同傳兵衛代 長右衛門

葦山

百姓代 弥次兵衛

御役所⁵⁾

（○改行は原文のまま。以下同じ）



史料7は、元治2年（1865）2月、須崎村の惣代を務める組頭・五右衛門外2名が浦の請け替えにあたり、葦山御役所に提出した入札書である。史料7から次の事が明らかとなった。

- 江戸末期の1860年代、須崎の「磯の魚猟場」は、入札によって浦請負人が決められていた。浦請負人の人選は、入札次第で流動的であった。
- 元治2年（1865）2月、須崎村の村方三役が代表となり、1年に付き金345両の雑税を納めることで、須崎村が「磯の魚猟場」のテングサ、ア

ワビ、サザエの採藻、採貝の採取権を獲得する入札に参加した。

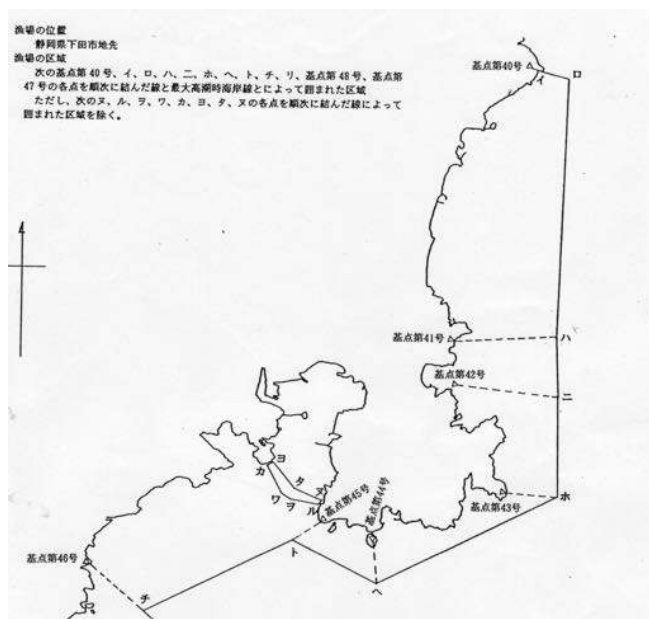
3. 落札した場合、浦請の期間は5年であった。

宝暦11年(1761)『下田市須崎区有文書』(追加目録2)「浦手形之事」(虫喰い判読不能)に「浦手形」の文字が読み取れることから、1761年当時、須崎の「磯の魚猟場」は、すでに浦請負制が導入されていたことになる。

江戸時代の伊豆は、幕府の直轄領が多く、須崎をはじめ、伊豆半島の村々の「地先の海」の利用権を入札で一番の高額者に落札させていたことになる。その結果、もし、須崎村で落札ができなかった場合は、村落共同体で「磯の魚猟場」の占有を図ることはできなかったのではないかと考える。つまり、「浦請負制」が導入されていた村の「磯の魚猟場」は、「村の専用漁場」ではなかった。

写真【史料7.『下田市須崎区有文書』62「天草浦請替二付請書附入」元治2年（1865）2月

No. 4. 白浜、須崎の第1種共同漁業権漁場図



白浜・須崎の第1種共同漁業権漁場

* 白浜の第1種共同漁業権漁場

基点ロ～ハ

* 須崎の第1種共同漁業権漁場

基点ニ～ヌまでの全長12キロ

第1種共同漁業権漁場では、藻類、貝類、伊勢エビ、ウニ、ナマコなどの定着性の水産動植物の採取をする権利

須崎の共同漁業権漁場が近隣地区と比べ長いのは、安永2年（1773）の「磯の出入りに関する訴訟」で勝訴したことを根拠に、現在も占有する。

No. 5. 伊豆の49 漁業組合におけるテングサ漁業の運営形態(昭和12-16年)

地域によって異なる
テングサ漁業の運営形態

出典 五十嵐正治[伊豆の天草
漁業 1998 : 65]

伊豆の49漁業組合におけるテングサ漁業の運営形態

年度	磯売り方式		自営方式		新規参入
	組合数	比率 (%)	組合数	比率 (%)	
昭和12年	42	85	7	15	稲取、白浜、須崎、栲島、雲見
昭和13年 昭和14年	40	82	9	18	大瀬、喜良
昭和15年	32	65	16	35	下田、手石、下流、入間、田子、小土郎
昭和16年	30	61	19	39	初島、伊浜、長津呂

5つのテングサ漁業の管理運営形態

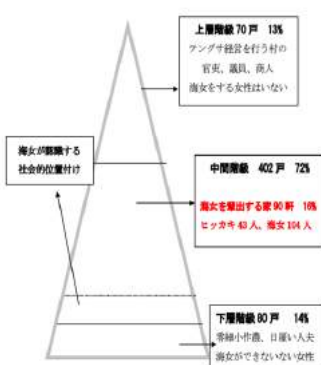
- (1)磯売り
- (2)部落又は漁業会
(戦前の漁業者団体)の自営
- (3)漁業協同組合
(戦後の漁業者の団体)の自営
- (4)漁業協同組合への依託販売
- (5)採取漁業者の自由販売

No. 6. 昭和23年 当時の白浜村の階層構造

出典 白浜地区の史料及び[阿部善雄, 小沼勇 1951]を基に齋藤作成

昭和23年当時の白浜村の階層構造

(総戸数552)



平等分配が可能となった背景の考察

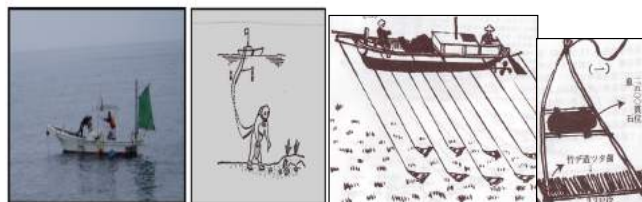
白浜村の階層構造に組み込まれた労働搾取と海女労働に対するジェンダー搾取の上に成立した誤った「平等性」と「公平性」

江戸幕府直轄の「なわばり」として、権力に剥奪されてきた白浜のテングサ資源は、村民が資源を共同で利用できる「入会」ではなかった。このような特権的な「なわばり」としての漁場慣行がその後も村落共同体の中で維持され続けた結果

No. 7. 昭和23年当時、白浜で行われていたテングサ採取漁法

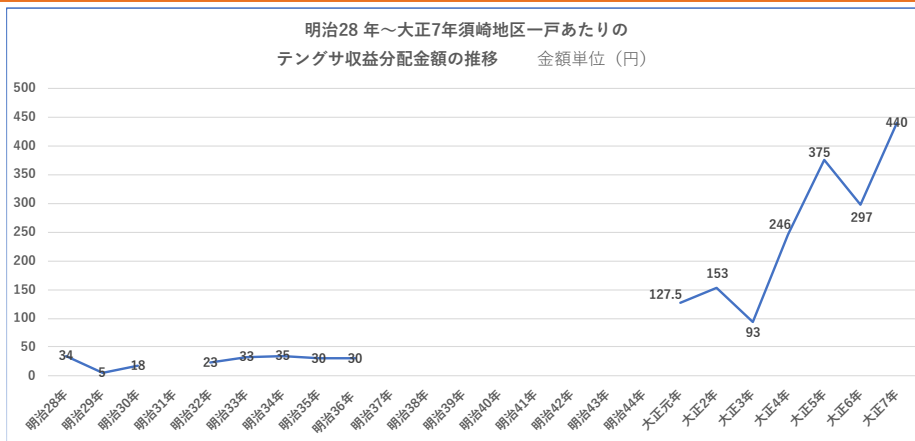
出典 伊豆の天草漁業編纂会
1998 『伊豆の天草漁業』

海女とトマイの面スイ漁法(左)
マンガによる曳船採取漁法



No. 8 明治 28-大正 7 年までに須崎で分配された一戸あたりのテングサ収益金

須崎で分配された海女のテングサ労働の利益



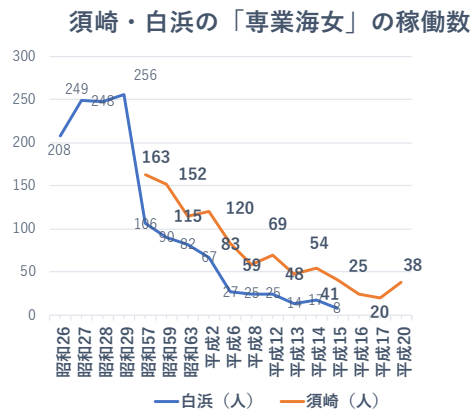
出典 『下田市須崎区有文書』 「天草配当金控え」を基に筆者作成

No. 9. 2005 年 (平成 17 年) 須崎の漁師と面水海女の数

2005 年 (平成 17 年) 須崎の漁師と面水海女の数



伊豆漁業協同組合 須崎出張所 船主会 会員数 114名
 に加入する組合員数 410名
 世帯数 638 戸
須崎地区の 64% の世帯が漁協の組合員



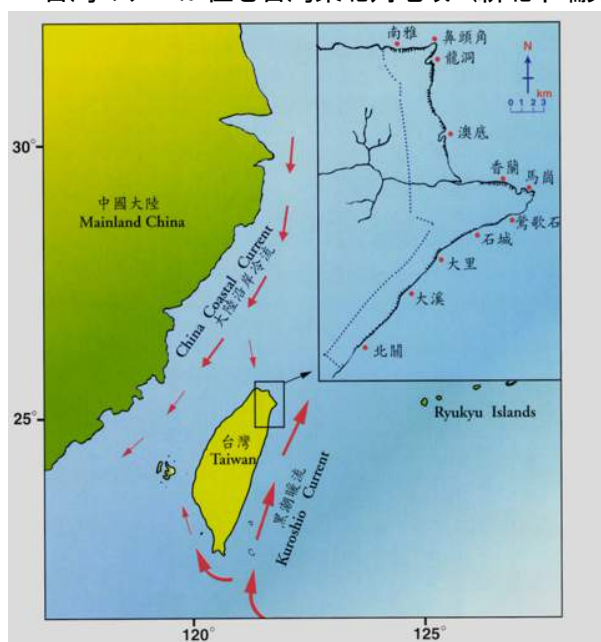
2005 年：面水海女(簡易潜水器方式) + 船かつぎ海女 20 名
 2008 年 (平成 20 年) 面水海女 + 船かつぎ海女 38 名
 2011 年 (平成 20 年) 海士 35 名

No. 10 2020年現在、「共同漁業権」が須崎住民に果たす役割と課すルール

2020年現在、「共同漁業権」が須崎住民に果たす役割と課すルール

- ・ 漁業協同組合に加入する **住民は、自村の磯を排他的に利用できる**
- ・ 地域住民の共同利用によって海洋資源の利益は公平に享受される
- ・ 入漁期の制限、禁漁日の設定、漁場の限定、使用漁具と漁法の限定など、ルールを細かく決め、**アマと一般住民との資源利用の格差を是正する**
- ・ ルール違反者は、漁場利用を一定期間停止 **(逸脱行為への罰則)**

No. 11 台湾のアマが住む台湾東北角地域（新北市瑞芳区～宜蘭県蘇澳鎮）図

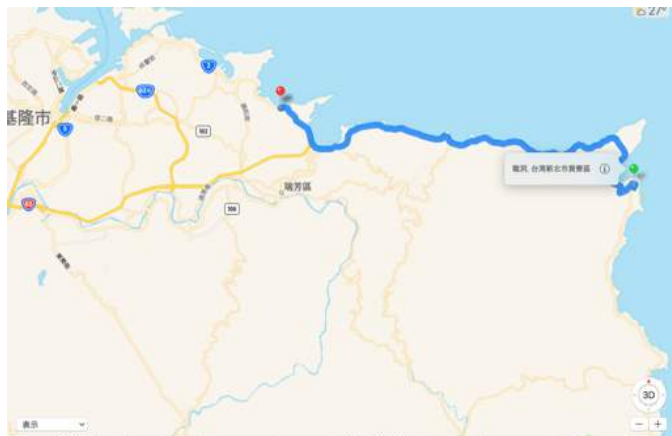


出典 Map of Northeastern Taiwan the location, Sampling sites and adjacent currents

No. 12 2019年3月～7月 龍洞地区アマS夫妻の石花菜の漁場と収穫量

採藻時期	農曆 2月下旬 (新曆3/26)	農曆 3月 (新曆4/5)	農曆 4月 (新曆5/5)	農曆 5月1日 (新曆6/15)	農曆 6月1日 (新曆7/3)
漁場	龍洞海岸 水深1-2m	龍洞海岸	龍洞海岸	新北市瑞芳区 炭井海岸に移動	?
収穫量	夫婦で石花菜 3袋収穫	石花菜漁の 最盛期	石花菜漁の 最盛期	収穫量は1日 1000斤(60kg)	

No. 13. 龍洞地区アマ S 夫妻の石花菜の漁場移動



No. 14. 台湾の採藻・採貝に関する規定

■ 台湾の採藻・採貝に関する漁業規定

1. 28の漁業資源保育区内での採捕は全て禁止

2. 漁業資源保育区外の海域は、全ての人々が利用可能なオープンアクセスの海

3. 漁業権は、漁業會が持つ。

(1) 石花菜、麒麟菜などの藻や貝の採藻及び販売を
新暦10月1日～翌4月15日まで禁止

(2)石花菜、麒麟菜、アワビ、ウニ、伊勢エビ、珊瑚礁に
いる魚などを潜水器を使って採る事を禁止



No. 15 韓国濟州島 全図



韓国の調査地

濟州島全図

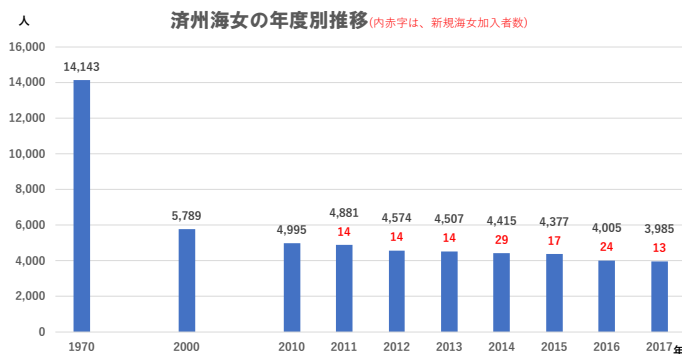


No. 16 済州島の裸潜海女の漁場規定

■ 韓国 済州島の裸潜海女の漁場規定

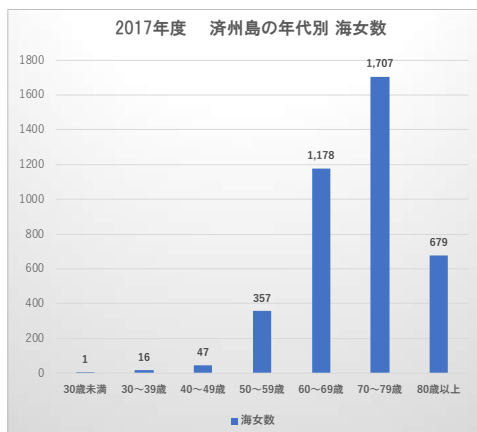
- 道内6地区水産協同組合傘下に102の「漁村契」があり、128箇所の「村漁場」が決められている
- 漁業権は「漁村契」が持ち、一定の地域に居住する漁業者の共同利益を目的に
- 「村漁場」の共有水面内で第三者を排斥し、独占的に漁業を営む権利とされる
- 地元以外の者が密漁を行なった時、密漁者として警察に通報
- 裸潜業海女とは、酸素供給装置なしで10mの深さで潜水し、サザエ、アワビ、テングサなどを採取する女性と定義される。
- 済州市は「裸潜業許可証」の発行を女性のみ限定、男性の参入を認めない
- 漁村契の役割：利益の共有・安全のための協働、契への加入者と加入金額の決定
- 水産資源保護と資源回復のために出漁日、禁漁日を決める
- 採取したテングサの共同販売は行うが「共同生産」、「共同分配」は行われていない

No. 17 済州島海女の推移



出典『海女養成教材 済州海女の理解』P184,185 表2,3 を基に筆者作成

No. 18 年代別済州島海女の数



済州島の海女は70代が主力
60代、80代を含め、高齢者が90%を占める

■海洋資源の維持と管理を 可能にする漁業政策はどちらか？

台湾の漁業政策

海洋資源保護は、漁業資源保育区内のみ 漁民は漁期を守らない。禁止の潜水器を使う。

オープンアクセスにより漁場移動が可能 資源の取り尽くしによる枯渇化の恐れ
Garrett Hardin 1968 「共有地（コモンズ）の悲劇」

韓国と日本の漁業政策

排他的独占権に基づく特定漁民への経済的優先措置  厳しいルールで互いの行動を規制。サザエ、アワビなどの資源回復のため放流や休漁などの政策

須崎では強い規制にもかかわらず、海洋資源の管理維持が好循環し、潜水漁民が増加

濟州島では男性アマ、新規参入者の制限で後継者が不足、海の環境が変化し、資源の減少が問題化

No. 20 参考文献

参考文献

- 秋道智彌 1995 『なわばりの文化史』小学館
2004 『コモンズの人類学』人文書院
阿部善雄・小沼勇 1951 「社会学評論—漁村の構造 伊豆白浜の場合」日本社会学会編『社会学評論』4
五十嵐正治 1998 「天草漁業とその経営」『伊豆の天草漁業』伊豆の天草漁業編纂会(編),64-76頁,東京:成山堂書店
潮見俊隆 1954 『漁村の構造—漁業権の法社会学的研究—』岩波書店。
田辺 悟 1993 『ものと人間の文化史73海女』法政大学出版局
浜本幸生 1996 『海の『守り人』論—徹底検証・漁業権と地先権』まな出版企画。
黄淑芳 2000年 『臺灣東北角海藻圖録』国立臺灣博物館。
Anne Hility (2015) Jeju Haenyoo: Stewards of Sea, Jeju Sea Grant Center, Jeju National University.
バク・チャンシク他 2018 『海女養成教材 濟州海女の理解』古谷野 洋子
伊豆の天草漁業編纂会 1998 『伊豆の天草漁業』成山堂書店
加茂郡白浜村 明治8年～昭和16年『白浜村沿革誌』
加茂郡白浜村 明治3年～大正6年『白浜村天草沿革』
静岡県 1920-1975 『静岡県水産誌』

「新北市政府沿近海漁業作業管制相關法令公告」

<https://www.fa.gov.tw/cht/LawsGov/content.aspx?id=7&chk=E8DE865C-DBA1-4FB5-9D61-CBA38DD63624¶m=> (2020.9.30入手閲覧)

「基隆市望海巷潮境海灣資源保育區及有關限事宣」

www.fa.gov.tw/cht/ResourceConservationData/content.aspx?id=33&chk=b4ee5584-410a-44bb-bc7d-0633142561b5¶m=pn=1 (2020.9.27入手閲覧)。

²室町末期には課税の意味を持ち、江戸時代には雑税の事を指す。商・工・漁猟・運送などの営業者に課した。

³中世末から近世における金納の本租付加税のこと。銀または銭で納めた。

⁴村方三役の略。村方三役とは、江戸時代郡代・代官の支配下で幕領各村の民政に従事した名主、組頭、百姓代の総称

⁵江戸幕府の直轄領を支配するために設置された役所。菰山代官所は伊豆国を中心に駿河国、相模国の一部の幕府直轄領を支配するために設置された役所。代官は江川家に世襲され、享保8年(1723)～宝暦8年(1758)を除き、江川太郎左衛門を襲名した。